

第3回 茨城県保健所再編検討懇話会

検 討 資 料

平成30年7月13日

茨 城 県

目 次

1 窓口・支所について

(1) 窓口の参考事例

(2) 支所の参考事例

ア 全国の保健所における支所の設置状況

イ 参考事例の絞り込み

ウ 参考事例の概況

2 保健所業務に係る緊急時の車両の通行や走行について

(1) 緊急走行

(2) 緊急通行

1 窓口・支所について

前回の第2回懇話会において事務局から提示した再編案は、統合される保健所に代わり、各種相談・申請などを行う窓口を設置する案としていました。これに対し、懇話会からは、窓口・支所の場合のそれぞれに、組織体制や業務内容、開設日・時間を整理するようにとのご意見をいただいたところです。

このため今回は、(1) 窓口の参考事例として、本県において平成11年度に設置した保健サービスセンターの詳細を、(2) 支所の参考事例として、他都道県が設置している支所の事例をとりまとめました。

次回の懇話会に向けては、第3回懇話会までの委員からの意見も踏まえ、本県において統合される保健所に代わり設置する組織について、検討してまいります。

(1) 窓口の参考事例

前回の第2回懇話会において、窓口の参考として示した笠間・常陸太田保健サービスセンターの組織体制や業務内容、開設日・時間については以下のとおりです。

| 項目 | | 笠間保健サービスセンター | 常陸太田保健サービスセンター | |
|------------|--------|--|--|---|
| 設置時期 | | H11.4 | | |
| 廃止時期 | | H24.3 | H24.9 | |
| 管轄保健所 | | 水戸保健所 | 常陸大宮保健所 | |
| 管轄区域 (H23) | | 笠間市, 城里町 (旧七会村のみ) | 常陸太田市 | |
| 開設日・時間 | | H11～H12 週5日 10:00～15:00 H13～H24 週2日 10:00～12:00 | | |
| 業務・体制 | H11 時点 | 月 | 各種相談・申請受付 (保健相談, 公費負担医療給付申請等) 保健婦1名, その他1名 | |
| | | 火 | 各種相談・申請受付 食品営業許可の申請受付・各種届出の受付 [飲用井戸水の水質検査の受付・食品取扱者の検便の受付] 食品衛生監視員1名, 保健婦1名 [ほか食品衛生協会職員1名] | |
| | | 水 | 各種相談・申請受付 保健婦1名, その他1名 | |
| | | 木 | 精神障害者デイケア 保健婦3名 | 各種相談・申請受付 保健婦1名, その他1名 |
| | | 金 | 各種相談・申請受付 保健婦1名, その他1名 | 精神障害者デイケア 保健婦2名, その他1名 |
| | | H23 時点 | 火 | 各種相談・申請受付 食品営業許可の申請受付・各種届出の受付(常陸太田は第2火曜のみ) [飲用井戸水の水質検査の受付・食品取扱者の検便の受付 (月1回)] 保健師1名 [ほか食品衛生協会職員1名] |
| | 木 | | — | 各種相談・申請受付 保健師1名 (7, 8月は2名) |
| | 金 | | 各種相談・申請受付 保健師1名, その他1名 | — |
| | 土 | | — | — |

※飲用井戸水の水質検査の受付・食品取扱者の検便の受付については食品衛生協会が行う業務

(2) 支所の参考事例

本県では、昭和 56 年度以降、保健所の支所を設置していないこともあり、今回、全国で設置する保健所の支所の状況を調査しました。

ア 全国の保健所における支所の設置状況

地域保健法第 12 条では、保健所の事業の執行の便を図るため、支所を設けることができることとされています。平成 30 年 4 月 1 日現在、都道府県の支所が 58 か所、政令市の支所が 62 か所、合計 120 か所設置されています。

イ 参考事例の絞り込み

今回の調査の目的は、本県において統合される保健所に代わり支所を設置する場合に参考となる事例を把握することであるため、以下の条件により絞り込みを行い、条件に合致する 5 か所を参考事例とすることとしました。

- 都道府県が設置する保健所の支所（政令市の支所は除外）
- 担当区域の人口規模が 5 万人以上 20 万人未満
 - ※ 現在の常陸大宮保健所：約 16 万 7 千人、鉾田保健所：約 8 万 3 千人
- 本県において統合されるとした保健所の職員配置の水準を上回る事例は除外
- 1 県につき 1 事例（職員あたり担当区域人口が最大の事例）のみを対象
 - ※ 石川県の支所は担当区域が定められていないことから、同県の支所のうち保健所関係業務のみを行う支所（他の支所は福祉関係業務も行っているため）の事例を対象とした

| 保健所名 | 担当区域人口 (H27 国調) | 職員数 | | 職員あたり 担当区域人口 |
|---------------------|--------------------|------|--------|-----------------|
| | | 正職員 | 嘱託・再任用 | |
| 北海道 江別保健所 石狩支所 | 57,436 人 | 2 名 | 2 名 | 14,359 人 |
| 岐阜県 岐阜保健所 本巣・山県センター | 133,632 人 | 6 名 | 1 名 | 19,090 人 |
| 静岡県 西部保健所 掛川支所 | 193,943 人 | 7 名 | (なし) | 27,706 人 |
| 栃木県 県南保健所 栃木支所 | 199,162 人 | 12 名 | (なし) | 16,596 人 |
| 石川県 南加賀保健所 加賀地域センター | — ※ | 2 名 | 2 名 | — |

※石川県の支所は担当区域を定めていない。

ウ 参考事例の概況

(ア) 組織体制

最小の組織体制は、北海道江別保健所石狩支所及び石川県南加賀保健所加賀地域センターの 2 か所で、いずれも正職員 2 名体制でした。

最大の組織体制は、栃木県県南保健所栃木支所の 12 名体制でした。

職員あたり担当区域人口にばらつきがみられますが、これは各支所によって、担当する業務の範囲に差があるためと考えられます。

(イ) 業務内容

支所における主な手続きへの対応状況を調査した結果は、以下のとおりです。

[相談・申請等対応]

| 区分 | 支所名 (正職員数・嘱託等数) | 北海道・石狩 | 岐阜県・本巣山県 | 静岡県・掛川 | 栃木県・栃木 | 石川県・加賀 |
|-----------------------|--------------------|--------|----------|--------|--------|--------|
| | | (2・2) | (6・1) | (7・0) | (12・0) | (2・2) |
| 指定難病(特定疾患, 先天性血液凝固疾患) | 相談対応 | × | × | ◎ | ◎ | ○※5 |
| | 受給者証申請対応 | ○※1 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 指定医, 指定医療機関申請対応 | × | × | ○ | × | × |
| 小児慢性特定疾患 | 相談対応 | × | × | ◎ | ◎ | ○※5 |
| | 受給者証申請対応 | ○※1 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 肝炎対策 | 相談対応 | × | × | ◎ | ◎ | ○※5 |
| | 治療費助成受給者証申請対応 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 契約医療機関申請対応 | × | × | ○ | × | × |
| 不妊治療 | 相談対応 | × | × | ◎ | × | ○※5 |
| | 助成費申請対応 | ○ | ○ | ○ | × | ○ |
| 精神保健福祉 | 相談対応 | × | × | ◎ | ◎ | ○ |
| | 警察官等通報対応(平日昼間) | × | × | ○※4 | × | × |
| | 警察官等通報対応(休日夜間等) | × | × | ○※4 | × | × |
| 原子爆弾被爆者対策 | 手当等申請対応 | × | × | ○ | ○ | × |
| | 健康診断(被爆者, 被爆二世) | × | × | ○ | × | ○ |
| | 指定医療機関申請対応 | × | × | ○ | ○ | × |
| 医療機関 | 医療機関開設等申請対応 | ○ | × | ○ | × | × |
| 医療従事者 | 各種免許の申請対応 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 食品衛生 | 飲食店等許可申請対応 | ○※2 | ◎ | ○ | ○ | × |
| 生活衛生 | 理・美容所許可申請対応 | ○ | ◎ | ○ | ○ | × |
| | クリーニング所許可申請対応 | ○ | ◎ | ○ | ○ | × |
| | 旅館業許可申請対応 | ○ | ◎ | ○ | ○ | × |
| 薬事 | 薬局等申請対応 | ○ | ◎※3 | ○ | ○ | × |
| | 麻薬許可等申請対応 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |

(凡例) ◎：原則支所内で(許認可等の決裁まで処理するなどして)完結

○：原則支所内では受付(本所への経由)のみ

×：未対応

- ※1 医学的知見を要するものは除く
- ※2 臨時営業に係るものは支所にて完結
- ※3 薬局開設許可申請は受付のみ，その他（許可更新申請，変更届等）は支所内で完結
- ※4 複数の保健所で広域対応，支所を含む保健所職員が各保健所と兼務し対応
- ※5 申請事務等に関する相談を受け付けており，医学的知見を要するものについては本所や県庁担当課で対応

[健康危機管理事案等への対応]

| 区分 | 支所名 (正職員数・嘱託等数) | 北海道・石狩 | 岐阜県・本巣山県 | 静岡県・掛川 | 栃木県・栃木 | 石川県・加賀 |
|--------------|--------------------|--------|----------|--------|--------|--------|
| | | (2・2) | (6・1) | (7・0) | (12・0) | (2・2) |
| 結核発生事案への対応 | | × | × | × | × | × |
| 感染症発生事案への対応 | | × | × | × | × | × |
| 食中毒発生事案への対応 | | ○ | ◎ | ○ | ○ | × |
| 大規模災害発生時への対応 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

- (凡例) ◎：原則支所内で完結
 ○：原則支所では本所の指示下で対応
 ×：原則支所では対応しない

(ウ) 開設日・時間

都道県が設置する保健所の支所 58 支所について調査しましたが，開設時間を保健所本所よりも短縮しているところはありませんでした（全ての支所が週 5 日朝から夕方まで開所）。

(参考) 各支所の概況

| | | | | |
|------------------------|--|--|--------|----------------------------|
| 保健所支所名 (組織名) | | 北海道 江別保健所 石狩支所 (北海道 石狩振興局 保健環境部 石狩地域保健支所) | | |
| 位 置 | | 石狩市 | | |
| 担当 区域 | 人口 (H27 国勢調査) | 石狩市 (57,436 人) | | |
| | 面積 (H29 国土地理院) | 石狩市 (722.42 km ²) | | |
| 組織 体制 | 職員配置 (H30.4.1 現員数) | | 主な分掌事務 | |
| | 支所長兼主査(企画調整) | 事務 | 1 名 | 支所の総括, 職員管理, 庶務, 各申請業務の受付等 |
| | 支所員 | 技術 | 1 名 | 環境衛生, 食品衛生, 庶務, 各申請業務の受付等 |
| | 合計 | | 2 名 | |
| (ほか, 再任用又は嘱託 2 名) | | | | |
| 主な 業務 (HP から) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 結核等の医療費公費負担申請 ・ 特定疾患医療受給者証の交付申請 ・ 食品衛生関係営業の許認可等に関する申請・届出 ・ 祭典等の臨時営業許可等に関する申請・届出 ・ 調理師等の免許証交付申請 ・ 温泉掘削, 利用等の許可申請 ・ 水質等の試験検査申請 | | | |

| | | | | |
|-------------------|---|--|--------|-------------------------|
| 保健所支所名 (組織名) | | 岐阜県 岐阜保健所 本巢・山県センター (同上) | | |
| 位 置 | | 岐阜市 | | |
| 担当区域 | 人口 (H27 国勢調査) | 山県市 (27,114 人), 瑞穂市 (54,354 人), 本巣市 (33,995 人), 北方町 (18,169 人) (合計 133,632 人) | | |
| | 面積 (H29 国土地理院) | 山県市 (221.98 km ²), 瑞穂市 (28.19 km ²), 本巣市 (374.65 km ²), 北方町 (5.18 km ²) (合計 630.00 km ²) | | |
| 組織体制 | 職員配置 (H30.4.1 現員数) | | 主な分掌事務 | |
| | 所長兼生活衛生課長 | 技術 | 1 名 | センターの総括, 生活衛生課の総括 |
| | 生活衛生課 (課長除く) | 技術・事務 | 5 名 | 環境衛生, 食品衛生, 薬事, 予算, 決算等 |
| | 合計 | | 6 名 | |
| (ほか, 再任用又は嘱託 1 名) | | | | |
| 主な業務 (HP から) | <ul style="list-style-type: none"> ・衛生統計業務 ・飲食店等の食品営業許可 ・飼い犬の指導, 野犬の捕獲 ・調理師, 製菓衛生師の免許手続き ・理容所, 美容所, クリーニング所の開設手続き ・旅館, 浴場, 温泉の許可 ・薬局, 医薬品, 毒物劇物, 麻薬に係る各種手続き ・医師・看護師等医療従事者の免許手続き ・医療費助成に係る申請事務 (受付のみ) | | | |

| | | | | |
|-----------------|--|--|--------|---|
| 保健所支所名 (組織名) | | 静岡県 西部保健所 掛川支所 (静岡県 西部健康福祉センター 掛川支所) | | |
| 位 置 | | 掛川市 | | |
| 担当区域 | 人口 (H27 国勢調査) | 掛川市 (114,602 人), 御前崎市 (32,578 人), 菊川市 (46,763 人) (合計 193,943 人) | | |
| | 面積 (H29 国土地理院) | 掛川市 (265.69 km ²), 御前崎市 (65.56 km ²), 菊川市 (94.19 km ²) (合計 425.44 km ²) | | |
| 組織体制 | 職員配置 (H30.4.1 現員数) | | 主な分掌事務 | |
| | 支所長 | 技術 | 1 名 | 支所の総括 |
| | 支所員 | 技術 | 6 名 | 環境衛生, 食品衛生, 薬事等, 健康づくり, 母子保健, 精神保健, 疾病対策等 |
| | 合計 | | 7 名 | |
| 主な業務 (HP から) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生業務関係 ・ 動物取扱業 ・ 理美容業務 ・ 薬務業務 ・ 医療費助成 (不妊治療, 特定疾患, 育成医療) ・ 保健, 栄養相談 | | | |

| | | | | |
|------------------------|---|--|--------|-----------------------|
| 保健所支所名 (組織名) | | 栃木県 県南保健所 栃木支所 (栃木県 栃木健康福祉センター) | | |
| 位 置 | | 栃木市 | | |
| 担当 区域 | 人口 (H27 国勢調査) | 栃木市 (159,211 人), 壬生町 (39,951 人) (合計 199,162 人) | | |
| | 面積 (H29 国土地理院) | 栃木市 (331.50 km ²), 壬生町 (61.06 km ²) (合計 392.56 km ²) | | |
| 組織 体制 | 職員配置 (H30.4.1 現員数) | | 主な分掌事務 | |
| | 支所長 (センター所長) | 事務 | 1 名 | 支所 (センター) の総括 |
| | 総括所長補佐 | 技術 | 1 名 | 支所長 (センター所長) の補佐 |
| | 総務企画担当 | 事務 | 2 名 | 財務・庶務, 健康危機管理, 医療費助成等 |
| | 保健衛生課 | 技術・事務 | 8 名 | 精神保健福祉, 疾病対策, 生活衛生等 |
| | 合計 | | 12 名 | |
| 主な 業務 (HP から) | <p>総務企画担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種免許の申請受付 (保健師, 助産師, 看護師, 准看護師, 医師, 歯科医師, 放射線技師, 臨床検査技師, 衛生検査技師, 理学療法士, 作業療法士, 視能訓練士, 歯科技工士, 管理栄養士, 栄養士) <p>保健衛生課</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉についての相談受付 (面接相談, 電話相談など) 精神障害者家族会 自殺予防対策推進業務 難病についての相談受付 (面接相談, 電話相談など) 一般特定疾病や小児慢性特定疾病などの医療費公費負担の相談・申請受付 パーキンソン病関連疾患患者・家族会 B型, C型ウイルス性肝炎治療に要する医療費公費負担の相談・申請受付 飲食店営業, 食品製造業などの食品衛生に関する業務 旅館, 公衆浴場, 理容所, 美容所, クリーニング所などの生活衛生に関する業務 薬局, 医薬品販売業, 毒物劇物販売業, 麻薬取扱者免許などの薬事に関する業務 調理師などの各種免許の申請受付 (調理師, 製菓衛生師, クリーニング師, 薬剤師, 登録販売者) | | | |

| | | | |
|--|--|-------------------|---|
| 保健所支所名 (組織名) | 石川県 南加賀保健所 加賀地域センター (石川県 南加賀保健福祉センター 加賀地域センター) | | |
| 位 置 | 小松市 | | |
| 担 当 区 域 | 支所の担当区域を定めていない | | |
| | [参考] 南加賀保健所 の所管区域 | 人口 (H27 国勢調査) | 小松市 (106,919 人), 加賀市 (67,186 人), 能美市 (48,881 人), 川北町 (6,347 人) (合計 229,333 人) |
| | | 面積 (H29 国土地理院) | 小松市 (371.05 km ²), 加賀市 (305.87 km ²), 能美市 (84.14 km ²), 川北町 (14.64 km ²) (合計 775.70 km ²) |
| 組 織 体 制 | 職員配置 (H30.4.1 現員数) | | 主な分掌事務 |
| | 支所長 (兼務) | 技術 1名 | 支所の総括 |
| | 副支所長 (兼務) | 技術 1名 | 支所長の補佐 |
| | 合計 | 2名 | |
| | (ほか, 再任用又は嘱託 2名) | | 施設管理, 庶務, 感染症対策, 母子保健, 小児疾患対策 |
| 主 な 業 務 (H P か ら) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費の公費負担事務 (特定疾患, 小児慢性特定疾患, 肝炎治療, 特定不妊治療) ・ 特定疾患に関する相談 ・ 小児慢性特定疾患に関する相談 ・ 子育てに関する相談 ・ エイズ・性感染症・肝炎ウイルスに関する相談・検査 ・ こころの健康に関する相談 | | |

2 保健所業務に係る緊急時の車両の通行や走行について

保健所業務での車両の通行や走行に関し、特例的な扱いが必要な場合としては、感染症の患者の移送における緊急走行や、大規模災害発生時における緊急交通路の緊急通行が想定されますが、これらについては現在、以下のように対応しています。引き続き、健康危機管理に適切に対応してまいります。

(1) 緊急走行

緊急走行できる車両は、法令に定められた特定の用途に用いるため、使用者からの申請に基づき公安委員会が指定したものに限定されています。

通常、救急患者の医療機関への移送は市町村の役割ですが、一類及び二類感染症や新型インフルエンザ等の患者の感染症指定医療機関への移送は都道府県の役割であり、県の規則で保健所長の業務とされています。このため、感染症患者の移送のための専用車両を、水戸・土浦保健所に各1台ずつ整備しています。

この車両は緊急自動車ではありませんが、一類感染症の患者を緊急移送する場合には、当該移送を行う車両に対し、警察車両による緊急走行での先導支援等の協力を要請できることになっています。

(2) 緊急通行

大規模災害の発生に伴い交通規制が実施された場合でも、災害応急対策等に従事する車両については、規制区間を通行できるようにする必要があることから、法令の基準に該当する車両については、緊急通行車両として事前に公安委員会に届け出る制度があります。

この制度に基づき、保健所では平成30年6月末現在、44台の公用車が届出済証の交付を受けており、災害時に交通規制が実施された場合でも、規制区間を走行できるようにしています。